

2020年8月17日

高市早苗 総務大臣

〈担当部局〉

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室 御中

総務省自治行政局住民制度課 御中

渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合(のじれん)

聖公会野宿者支援活動・渋谷

ねる会議

連絡先

ホームレスの人たちへの特別定額給付金についての緊急要望書

多くの自治体において特別定額給付金の申請期限が迫ってきている。以下、要望する。

1, 住所認定の過程などにおいて、遠方の自治体に住民登録していることが判明するケースがある。居住自治体への申請書の取り寄せに1～2週間かかり、申請はその後になる。申請期限前に住民票所在自治体に申請書取り寄せの申し出があり、申請が申請期限をまたいだ場合は、適正な申請として取り扱うこと。

2, 住所認定の過程などにおいて、失踪宣告ほかの理由で無戸籍状態であることが判明するケースがある。失踪宣告の取り消しを行い、戸籍を回復し、住民登録するには数ヶ月以上かかる。住基法上（第七条第五号）「本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨」を住民票に記載するとしているが、民法772条規定（摘出推定）に起因する無戸籍者を除けば、各自治体は住民登録させない運用をしている。

申請期限前に、給付金申請の申し出があり無戸籍状態の取り消しの着手、または法務局に対して無戸籍解消の相談をおこなった場合は、適正な申請として取り扱うこと。

3, 支援団体・当事者・自治体から要望していた「住民登録を前提としない支給」を総務省が実施しないため、多くの支援団体などが苦渋の選択として、自らの負担とリスクの上で、住民登録できる施設などを利用して、ホームレスの人たちの受給に向けて奔走している。しかし、区域に居住する、すべてのホームレスの人たちに周知し、それらの人たちが申請を行うには圧倒的に時間が不足している。このままでは時間が足りないことを一因として受給できない人々がいるのは明らかである。申請期限をすくなくとも3ヶ月延期すること。

4, 住民登録しうる場所があったとしても、支援団体との関係や借金などにより、登録ができない/しないホームレスの人たちが一定数存在する。従前から要望しているように、住民

登録を前提としない支給について実施すること。

それにあたり、新たな特例措置の提案を付記する。

従前の特例措置について住基ネットの法的制約を実施しない理由の1つとしていたところから、住基ネットは利用していない。なお、新たな特例措置が実施されるのであれば、必ずしも申請期限延長は必要ない。

(付記)

戸籍附票を利用した住民登録によらない給付スキーム（新たな特例措置）

全自治体の申請期限後、1ヶ月の時間をおいて、いずれの自治体にも住民登録されていない方（以下、当該者）の申し出を開始する

A 当該者が本籍を分かる場合

当該者からの申し出をうけた居住自治体は、本籍地自治体に対して申出書などを送信し、戸籍附票の照会を行う。本籍地自治体は最終住所において基準日以前に消除あるいは転出が行われていることを確認する。本籍地自治体は保管された申出書などを照合し、2重給付を防止する。本籍地自治体は居住自治体に対して、確認・照合結果を送付する。

それを受けて、居住自治体は本人確認の上、当該者に対する給付金の支給を行う。

※上記の手続きの際、いずれかの自治体に住民票が存在していることが判明した場合、やむをえない事情が認められれば、住民票自治体または居住自治体から本人確認の上、当該者に対する給付金の支給を行う。

B 当該者が本籍地は分かるが本籍を分からない場合

居住自治体が本人確認のために当該者から本籍に関わることを聴取し、本籍地自治体に申し送る。本籍地自治体が当該者の本籍を照合する。以下、Aと同じ。

C 戸籍附票は破棄されているが戸籍が残っている場合

居住自治体が本籍地自治体に申出書などを送付し、本籍地自治体の未給付の証明を受けて、本人確認の上、当該者に給付金を支給する。

D 失踪宣告などで戸籍が削除されているが本籍地が分かっている場合

親族の戸籍に当該者の記録が残っているため、親族の戸籍を参照し当該者に親族関係の聞き

取りを行い、本人確認を行う。以下、Cと同じ。

E 住民登録がない特別永住者の場合

居住自治体が入出国管理庁に保管されている「出入国記録マスタファイル」に公用照会をかけて、最終登録地などを確認する。確認されたら、出入国管理庁と最終登録自治体に居住自治体が申出書などを送付する（確認できない場合は、出入国管理庁のみ）。出入国管理庁または最終登録自治体から未給付の証明書を居住自治体は受け取る。居住自治体が本人確認の上、当該者に給付金を支給する。